入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和３年９月９日

支出負担行為担当官

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

下野　浩史

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　環境省新庁舎改修⑵1建築その他工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　東京都千代田区霞が関１－３－２

⑷　工事内容　本工事は次に掲げる建築工事を施工する。

敷地面積　6,612㎡

建物用途　庁舎

構造・階数・建物規模

①庁舎　ＳＲＣ造　地上13階　地下２階　塔屋１階

延べ面積　50,718㎡

②門衛所⑴　Ｗ造　地上１階

延べ面積　４㎡

③門衛所⑵　Ｗ造　地上１階

延べ面積　３㎡

④自転車置場　Ｗ造　地上１階

延べ面積　15㎡

工事種目　建物　庁舎　増築、改修一式

門衛所⑴新築１棟

門衛所⑵新築１棟

自転車置場　新築１棟

工作物、外構、造園、エレベーター設備　新設、改修一式

主な内容　内装改修、建具改修、屋上防水改修、外壁改修、増築、オイルタンク設置に伴う建築改修、外構整備及びエレベーター設備改修

⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。詳細は入札説明書による。

工期：令和４年２月１日から令和６年12月20日まで（余裕期間：契約締結の翌日から令和４年１月31日まで）

⑹　使用する主要な資機材　別途設計図書等による。

⑺　本工事は、申請時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難いものは、５⑴担当部局へ理由を付して願い出て承諾を得た場合に持参による資料の提出及び持参、郵送（書留郵便）又は託送（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で、かつ記録の残るものに限る。）（以下「郵送等」という。）による紙入札方式に代えることができる。

⑾　本工事においては、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムにより行う。

なお、電子契約システムにより難いものは、５⑴担当部局へ理由を付けて願い出て、承諾を得た場合には紙契約方式に代えることができる。

⑿　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

⒀　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

⒁　本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休２日に取り組む旨を協議した上で工事を実施する週休２日促進工事（受注者希望方式）である。

⒂　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。詳細は入札説明書による。

⒃　本工事は、「情報共有システム」を活用する対象工事である。詳細は入札説明書による。

⒄　本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

⒅　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。詳細は入札説明書による。

⒆　本工事は、一次審査に係る競争参加資格申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出した者のうち、一次審査の審査評価点合計が上位の者に限り、二次審査に必要な資料の提出を求める段階的選抜方式による工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって「競争参加者の資格に関する公示」（令和３年９月９日付け国土交通省大臣官房官庁営繕部長）により国土交通省大臣官房官庁営繕部長から「環境省新庁舎改修⑵1建築その他工事」に係る特定建設共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は次に掲げる条件を満たしている単体有資格者もしくは経常建設共同企業体であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　国土交通省大臣官房官庁営繕部の令和３・４年度における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　国土交通省大臣官房官庁営繕部の令和３・４年度における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（２⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成18年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の①の基準を満たす建築工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成18年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用対象工事（入札説明書参照。）」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない（65点未満の場合、工事成績評定書が提出されない場合は競争参加資格なしとする。）。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」（以下「海外認定・表彰制度」という。）に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和３年３月11日　国営計第155号、国営整第197号）における認定・表彰制度により認定された工事のほか、海外工事の実績についても、評価の対象とする（入札説明書参照。）。

①　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で、以下の⑦又は⑦のいずれかに該当する工事

⑦　水平投影面積の合計が20,000㎡以上の天井の改修工事（天井下地の更新を含むもの）